

平成24年第1回  
組合議会定例会議事録

招集日 平成24年2月17日

招集場所 三鷹市議会協議会室

ふじみ衛生組合議会



# 平成24年第1回 組合議会定例会議事録

招集日 平成24年2月17日(金)

招集場所 三鷹市議会協議会室

## 1. 出席議員(10名)

1番 平野 充	2番 宮本 和実
3番 鮎川 有祐	4番 広瀬 美知子
5番 林 明裕	6番 緒方 一郎
7番 嶋崎 英治	8番 穴戸 治重
9番 石井 良司	10番 大城 美幸

## 2. 欠席議員(0名)

### 3. 出席説明員

管 理 者	清 原 慶 子	副 管 理 者	長 友 貴 樹
参 与	河 村 孝	参 与	小 林 一 三
総 務 主 幹	高 畑 智 一	総 務 主 幹	長 岡 博 之
清 掃 主 幹	斎 藤 忠 慶	清 掃 主 幹	吉 野 弘 巳
人 事 主 幹	山 口 忠 嗣	文 書 主 幹	馬 男 木 賢 一
財 務 主 幹	土 屋 宏	契 約 ・ 検 査 主 幹	岡 本 弘
出 納 主 幹 会 計 管 理 者	前 田 真 紀 子	監 査 ・ 公 平 委 員 会 事 務 局 長	轟 孝 利
事 務 長	浜 三 昭	次 長	内 藤 和 男
リ サ イ ク ル セ ン タ ー 長	澤 田 忍	新 施 設 建 設 準 備 室 長	荻 原 正 樹
新 施 設 建 設 準 備 室 副 主 幹	佐 藤 昌 一	新 施 設 建 設 推 進 担 当 参 事	田 中 實
新 施 設 建 設 推 進 担 当 参 事	深 井 恭		

午前10時00分開会

○議長（林明裕君） おはようございます。これより、平成24年第1回ふじみ衛生組合定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 会期の決定

○議長（林明裕君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

ここでお諮りいたします。会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林明裕君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

#### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（林明裕君） 続きまして、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、4番広瀬美知子君、10番大城美幸君を指名いたします。

---

#### 日程第3 管理者報告

○議長（林明裕君） 日程第3、管理者報告に入ります。

それでは、管理者、お願いいたします。清原管理者。

○管理者（清原慶子君） 皆様、おはようございます。立春は過ぎましたが、まだなお寒いきょうこのごろですが、議員の皆様におかれましては、両市の定例議会を控え何かとご多用の中、平成24年第1回ふじみ衛生組合議会定例会をお願い申し上げまして恐縮に存じます。

それでは、報告に入らせていただきます。本日も報告申し上げる事項は2件でございます。

ご報告の第1件目は、新ごみ処理施設についてでございます。新ごみ処理施設整備について4点ほどご報告を申し上げます。

1点目は、新ごみ処理施設建設工事の進捗状況についてでございます。新ごみ処理施設建設工事は順調に進行しておりまして、進捗率はおおむね50%でございます。

建物につきましては、最上階の鉄骨工事がほぼ終わりました、各階の床や壁の工事を行っており、煙突につきましては、外部の塗装工事を残して完了したところでございます。また、プラント工事につきましては、炉室内に機器の搬入、据え付けを行っているところでございます。煙突や鉄骨工事が、ほぼ完了したことにより新施設の最終的な形が確認できるようになってまいりました。

なお、試運転につきましては、今年の10月からを予定しております。まず、機器類の点検等を行いまして、実際に両市のごみを燃やして試運転を行うのは12月からを予定しています。これからも引き続き、工事の安全に心がけてまいります。

2点目は、新ごみ処理施設整備市民検討会についてでございます。市民検討会につきましては、1月19日に第30回の市民検討会を開催いたしました。現在は、環境学習機能についてのまとめを行っておりまして、次回は3月9日に開催を予定しております。

3点目は、地元協議会についてでございます。地元協議会につきましては、1月26日に第18回の地元協議会を開催いたしました。現在は引き続き、環境保全や公害防止等に関する協定の策定に向けて協議をしているところでございます。次回は2月27日に開催を予定しております。

4点目は、工事現場見学会についてでございます。市民の皆様を対象とした第2回目の工事現場見学会につきましては、2月26日（日）の午前と午後にそれぞれ開催を予定しております。

ご報告の2件目は、ごみ処理実績についてでございます。お手元の資料1をごらんください。

平成23年10月から12月までのごみ処理実績でございます。資料1をごらんいただくとおわかりのように、この3カ月間の総搬入量は約4,963トンでございまして、前年度同期と比較いたしますと、約67トン、1.4%の増となっております。その内訳といたしましては、三鷹市が約2,521トンで、構成比50.8%、前年度比、約65トン、2.6%の増。調布市が約2,442トンで、構成比49.2%、前年度比、約2トン、0.1%の増となっております。

管理者からの報告は以上でございますが、詳細につきまして事務長より補足説明をいただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林明裕君） はい、浜事務長。

○事務長（浜三昭君） おはようございます。私から、ごみ処理実績につきまして補足

させていただきます。

恐れ入りますが、資料1をごらんください。平成23年10月から12月までのごみ処理実績でございます。特徴点を申し上げますと、まず、搬入実績ですが、先ほど管理者からありましたように、平成23年度の第3四半期、4,963.48トンとなっております。三鷹市の中で上から2つ目、不燃ごみです。こちらにつきましては、平成23年度が平成22年度よりも増えておりますけれども、この平成22年度につきましては、三鷹市において不燃ごみを含めた有料化の直後ということで、平成22年度が少なくなっているというところでの差が出ているものと思われま。

引き続きまして、調布市ですが、ごらんとおり、0.1%の変動ということになりますので、前年同月と、ほぼ同等の搬入実績となっております。

続きまして、搬出実績でございます。一番下、総搬出量4,880.76トンとなっております。0.9%の増ということで、ほぼ前年より微増となっております。特徴点を申し上げます。搬出実績の左側6番、7番、それから16番については、いずれもペットボトルの搬出でございます。6番、7番につきましては独自処理で売り払いをしているものがございます。それから、16番につきましては容器協会経由でペットボトルを出しているというものでございます。おおむね、割り振りににつきましては、容器協会が2分の1、独自処理が2分の1、このように平成23年度は推移しております。

それから、右側のところ、逆有償はそこに記載のとおりでございます。

引き続き、残渣排出につきましては、埋め立てはゼロとなっております。焼却につきましては、三鷹市環境センターに残渣排出したものでございます。

資料1の説明につきましては以上でございます。

続きまして、資料2、通年ベースの資料につきまして説明させていただきます。リサイクルセンターの運営費にかかる分賦金の割合につきましては、歴年、1月から12月までの搬入実績によりまして、両市の分賦金の割合を算出しております。搬入実績につきましては、総搬入量、三鷹市が1万65.13トン、51.4%、調布市が9,504.15トン、48.6%となっております。搬入実績につきましての資料として説明させていただきます。資料につきましては以上でございます。

続きまして、本日、席上に配付しております参考資料をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、平成23年度の「有償・無償 物品価格の推移」でございます。まず、平成24年1月の値について報告させていただきます。6番と7番、特A鉄につき

ましては飲料のスチール缶を固めたものでございます。そちらにつきましてはトン当たり2万8,350円ということで、10月からは若干下がっておりますが、4月、7月の実績よりは、まだ上回っております。その下、A鉄につきましては通常の鉄ですが、こちらにつきましては、トン当たり2万4,150円ということになりまして、やや下がっております。次に、9番、10番がアルミでございます。そのうちの特アルミにつきましては、トン当たり10万1,900円でございます。こちらにつきましても若干、市況の関係で、この1月の時点で下がっております。

なお、その下、通常のアルミにつきましては、逆にトン当たりの単価が上がっているということで、ちょっと下がったり上がったりまちまちになっておりますが、1月の有償の入札結果は以上でございます。

なお、アルミにつきましては、この2月になりましてから市況が若干上がってきているという情報も入っておりますので、次回報告させていただきたいと存じます。私からの報告は以上でございます。

○議長（林明裕君） ありがとうございます。管理者からの報告は、以上でございます。

ただいまの管理者からの報告につきまして、質疑のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（林明裕君） それでは、質疑はないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

以上2件は報告のとおりご了承をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林明裕君） ご異議なしと認め、管理者報告のご了承をお願いいたします。

---

日程第4 議案第1号 ふじみ衛生組合一般職職員の給与に関する  
条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（林明裕君） 続いて、日程第4、議案第1号、ふじみ衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。事務局に議案の朗読をさせます。内藤事務局次長。

（事務局朗読）

○議長（林明裕君） ありがとうございます。

続いて、管理者から、提案理由のご説明をお願いしたいと思います。清原管理者、お願いします。

○管理者（清原慶子君） 議案第1号、ふじみ衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

当組合職員の給与の改定につきましては、従来から三鷹市に準じて実施してきたところでございますが、三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が三鷹市議会におきまして平成23年11月30日に可決され、平成23年12月1日から施行されました。これに伴いまして、当組合の給与に関する条例を改正する必要性が生じましたが、諸般の状況から議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかでございますので、地方自治法第292条において準用する同法179条第1項の規定に基づきまして、当該条例を平成23年11月30日付けで専決処分いたしました。

給与改定の内容でございますが、三鷹市に準じて、行政職給料表(1)及び(2)を改め、給料月額を平均0.25%引き下げるもので、平成23年12月1日から施行いたしました。以上、専決処分のご報告をいたします。

提案理由の説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（林明裕君） これより質疑に入りますが、質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林明裕君） 質疑もないようですので、以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林明裕君） ご異議なしと認め、これより採決を行います。議案第1号、ふじみ衛生組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（林明裕君） ありがとうございます。満場一致と認めます。よって、本案は原案のとおり承認をされました。

---

日程第5 議案第2号 ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に

関する条例の一部を改正する条例

○議長（林明裕君）　　続きまして、日程第5、議案第2号、ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。内藤事務局次長。

（事務局朗読）

○議長（林明裕君）　　朗読は終わりました。続いて管理者から提案理由の説明を求めます。清原管理者、お願いします。

○管理者（清原慶子君）　　議案第2号、ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

当組合職員の給与の改定につきましては、従来から三鷹市に準じて実施してきたところでございますが、三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が、平成23年三鷹市議会第4回定例会におきまして、平成23年11月30日に可決され、平成24年4月1日に施行されることに伴いまして、三鷹市に準じている当組合においても改正が必要となります。本議案につきましては、三鷹市に準じ、通勤手当の見直しを行うものであります。支給対象者の範囲を、徒歩による通勤距離が現行の片道1キロメートル以上である職員を、片道2キロメートル以上である職員に改め、1月当たりの支給上限額5万5,000円を新たに設けるものであります。この改正は平成24年4月1日から施行したいと存じます。

提案理由の説明は以上のおりでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（林明裕君）　　提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林明裕君）　　質疑がないようですので、以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林明裕君）　　ご異議なしと認め、これより採決に移ります。議案第2号、ふじみ衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（林明裕君） ありがとうございます。満場一致と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第3号 平成23年度ふじみ衛生組合補正予算  
(第1号)

○議長（林明裕君） 続きまして、日程第6、議案第3号、平成23年度ふじみ衛生組合補正予算（第1号）を議題といたします。

事務局に議案の朗読をさせます。内藤事務局次長、お願いします。

(事務局朗読)

○議長（林明裕君） 朗読が終わりました。管理者から提案理由の説明をお願いいたします。清原管理者。

○管理者（清原慶子君） 議案第3号、平成23年度ふじみ衛生組合補正予算（第1号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

補正予算第1号の概要ですが、歳入歳出ともに10億792万1,000円を増額補正するものでございます。歳入予算では、分賦金3億1,102万7,000円を減額し、分担金10億25万8,000円を増額し、分担金及び負担金につきましては6億8,923万1,000円を増額するものでございます。国庫支出金につきましては3億9,502万7,000円を増額、繰越金につきましては1億8,598万5,000円を増額、諸収入の雑入につきましては1億2,947万8,000円を増額、組合債につきましては、3億9,180万円を減額するものでございます。

歳出予算では、事業費の建設費につきまして、10億792万1,000円を増額するものでございます。

なお、事務長から詳細な説明をいたさせますので、よろしく願いいたします。

提案理由の説明は以上でございます。どうぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（林明裕君） はい、浜事務長、お願いします。

○事務長（浜三昭君） それでは、私から平成23年度ふじみ衛生組合補正予算（第1号）の詳細につきまして説明させていただきます。

恐れ入りますが、補正予算（第1号）の説明書の2ページ、3ページをお開きいただきたいと存じます。こちらにつきましては、全体の歳入歳出の補正予算の内容を記載したも

のでございます。説明が非常に多岐にわたると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

まず、ポイントとして大きく2つ、今回の補正につきまして、主な内容は2点でございます。まず、1点目につきましては、両市の分賦金の減の補正でございます。こちらにつきましては、この後申し上げます事業費の増に伴う若干の分賦金の増要因はあるものの、この表でいきますと上から4段目の繰越金の増、平成22年度の決算の確定に伴いまして繰越金、平成22年度の繰越明許等の金額を除きました繰越金を計として載せまして、既定額との差額を補正するものでございます。1億8,598万5,000円の繰越金の増となります。

それから、諸収入の増に伴うものです。諸収入につきましては、1億2,947万8,000円の増額補正をするものでございます。こちらにつきましては、前回の議会の中でもご報告いたしました容器包装リサイクル協会からの再商品化合理化拠出金1億2,947万8,000円を増額補正するものでございます。それぞれの収入の増に伴いまして、両市からいただいております分賦金につきましては、差し引きをしまして3億1,102万7,000円を減額するものでございます。

大きな2点目の歳入歳出の補正内容ですが、平成23年度の新ごみ処理施設の出来高の見込額の増に対応しまして歳入歳出の増額補正を行うものでございます。まず、右側の歳出の欄をごらんいただければと存じます。こちらにつきましては、新ごみ処理施設の事業費、具体的には工事にかかる部分でございます。この工事費の出来高に応じまして、それぞれの年度で支払うことになっております。工事費の総額は変わっておりませんので、それぞれ、その3年間の中で出来高に応じてその部分を支払うこととなりますが、その出来高につきまして当初予算よりも見込まれることがございまして、今回補正するものでございます。補正額は歳出増、10億792万1,000円でございます。

その10億792万1,000円の補正予算の内容です。恐れ入りますが、7ページをごらんいただきたいと思っております。10億792万1,000円の歳出補正額の財源内訳でございますが、特定財源のうち、国の支出金につきましては、循環型社会形成推進交付金ですが、出来高の増に伴いまして、その循環型社会形成推進交付金の増を見込んだものでございます。その右側、1つ飛ばしまして「その他」とあります。こちらにつきましては、国から、その事業にかかる建設費の国の補助金、先ほど申しあげました交付金ですが、国の第3次補正予算で支給される交付金の対象事業については、その地方負担分に相当する

部分にも特別交付税が支給されることになっており、その他の欄にあります10億25万8,000円を計上したものでございます。このことにつきましては、もう少し詳しく後ほど説明させていただきます。

地方債につきましては、当初予算よりも約3億9,000万円の減額になっております。一番右側、一般財源につきましては443万6,000円の増を見込んでおります。

恐れ入りますが、また2ページ、3ページに戻っていただければと存じます。まず、上の段の国庫支出金、先ほどの循環型社会形成推進交付金につきましては、当初予算に比較しまして3億9,502万7,000円の増で、合計21億1,990万5,000円を見込んでおります。この中で国の第3次補正予算に伴います、補助金の名前は同じですが、循環型社会形成推進交付金につきましては、地方負担分につきましては震災復興特別交付税の対象となるということで、その1つ上の分担金及び負担金の一番下の分担金の増ということになりますが、国の第3次補正予算に伴います循環型社会形成推進交付金にかかる地方負担分の特別交付税の交付につきましては、10億25万8,000円を計上させていただきます。

それから、組合債につきましては、特別交付税等の歳入が見込まれますので、当初予算から減額いたしまして3億9,180万円の減額となっております。

それでは個別に説明をさせていただきます。恐れ入りますが、8ページ、9ページでございます。こちらにつきましては、まず分賦金の減でございます。先ほどの補正額、それぞれ、三鷹市の分賦金の減が、9ページでございます1億5,698万5,000円。調布市の分賦金の減が1億5,404万2,000円となっております。

それから、分担金につきましては、先ほどの震災復興特別交付税相当額の分担金ということで、右側の説明のとおりでございます。なお、両市の分担金の割合は、新ごみ処理施設の建設費の負担割合に応じております。特別交付税という性格上、私ども、ふじみ衛生組合には直接交付していただけないということがございます。それぞれ、組織市であります三鷹市、調布市に交付されますので、その交付された額をそのままふじみ衛生組合への分担金として歳入するものでございます。

次の国庫補助金につきましては、先ほどの概要でも説明申しあげましたとおり、総額で21億1,990万5,000円を見込んでおります。この中で、私どもが国の通常の予算にかかる循環型社会形成推進交付金に加えまして、国の第3次補正予算に伴う同様の交付金が、それぞれ支給されたものが合算となっております。そのうち、国の第3次補正予算

に伴う交付金につきましては、合わせて6億6,930万2,000円となっております。

なお、この国の交付金につきましては、基本的には災害復興に役立つ施設に対して支給されることになっております。こちらにつきましては、東京都全体の中で、災害廃棄物、特に宮城県、今は女川町の災害廃棄物の協定といたしますか、取り組みになっておりますけれども、東京都全体の中で受け入れについてのスキームが了解されているというところがございます。また、それにあわせて、東京都市長会におきまして、平成23年11月24日、宮城県女川町の災害廃棄物の処理に関する基本合意書という形で、多摩地域の市の区域に所在する清掃工場におきまして円滑に処理できるよう相互に協力することに合意するという合意書が交わされております。これらを受けまして、私どもふじみ衛生組合が今、建設中ではございますが、平成24年度に完成するというところで、平成25年度からの稼働となっております。災害復興に資するというところで、このような形の第3次補正に伴います追加の循環型社会形成推進交付金につきましても、私どもとすれば、建物に対する補助金でございますので、きちんと要求をしていきたいと考えたものでございます。

次に、繰越金です。先ほどのとおり、平成22年度の決算確定をしておきまして、そのうち翌年度の繰越明許した額等を控除した額を計として、その差額を増額補正するものでございます。

次に14ページ、15ページ、こちらは雑入です。説明のとおり、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの再商品化合理化拠出金でございます。

続きまして組合債でございます。組合債につきましては、先ほどのとおり、3億9,180万円の減額とさせていただいております。

続きまして、18ページ、19ページが歳出でございます。こちらにつきましては、工事費の増という形になっております。平成22年度まで進捗率が約8%、今年度の工事の出来高につきましては、平成23年度分が約48%を見込んでおります。そのような関係で、平成23年度末でトータル約56%の出来高を見込んでおりますので、出来高に対する工事費の増額を図るものでございます。10億792万1,000円でございます。

なお、工事費の計は101億6,400万円が変わっておりませんので、残りの平成24年度が最終年度になりますが、平成24年度の支払いにつきましては、工事費の総額からこれまでの補正後の工事費等を差し引いた約44%の出来高を見込んでいるものでございます。

補正予算の説明については以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（林明裕君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。緒方議員。

○6番（緒方一郎君） おはようございます。よろしくをお願いいたします。今回いろいろな歳入が入ってきまして、これはこれですばらしいことだと思います。特に宮城県のごみ処理を受け入れるということにつきましては、いろいろな協力体制からも、歓迎というよりは、協力をしていきたいということで姿勢としてもよろしいかなと思います。ただ、その前提として、今回の第3次補正予算に伴う交付金、あるいは、震災復興特別交付税の三鷹市や調布市に来るものが前提になっているわけですが、これらが、いい意味でも、悪い意味でも、ひもつきといいますか、こういうものを必ず受け入れるということが大前提で、義務で、例えば、この後、お聞きいたしますごみ自体の災害廃棄物の安全基準といいますか、ここは放射能がないところですが、アスベスト、あるいは「等」と書いてあるものについての検査基準等々を精査して、それで、例えば、だめだというようなことがわかったときに、「お金を返せ」、あるいは「使うな」というようなことがあってはほんとうにひもつきになってしまいますので、1つは、こうした震災災害物の基準や条件について明確に、こういうことがあったら、しない、あるいはしなくてもいいというものをやりとりをしたのかどうかということが1点、基準の内容です。

もう1つは、それらが、例えば受けられないということになったときに、こうした、それを前提とする補正予算の交付金、使用停止とか返却といったことが起こり得るのかどうかということ。それから、東京都のほうで言えば、緊急時に発電の装置があるということが前提になっております。「発電設備を有する施設」というのが受入対象になっております。これについても、1点は、今回の新ごみ処理施設が、操業のための自分のところの発電だけではなくて、あるいは地域、三鷹市や調布市の近隣のところへのいざというときの電力の確保みたいなものも条件に入っているのかどうか、そうしたことも前提としてお伺いさせていただきたいと思います。

それから、4番目は手続的なことでございますが、これは、震災復興特別交付税については三鷹市、調布市に交付してくる、これはおそらく両市の今回の3月の補正の中に載ってくるのだと思うんですが、こちらで先に議決をしておいて、万万が一、両市が補正予算を通さない、あるいは通せないという状況になったときはどうなるのか、後先の手続のことについて確認をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林明裕君） 以上、4点でございます。清原管理者。

○管理者（清原慶子君） まず、私からお答えして、また担当より補足いたさせます。

1点目の災害廃棄物を東京都の自治体が受け入れるときの基準等についてです。ご指摘のように、災害廃棄物の受け入れについては、既に昨年11月24日に東京都市長会、宮城県女川町、東京都知事と宮城県知事と基本合意書を交わしているのですが、この基本合意書を交わすに当たりましては、あわせて、私たちは何よりも都民の安全を確保しなければいけませんので、災害廃棄物の内容については、まず、宮城県女川町石浜の災害廃棄物破砕選別場の可燃性の廃棄物、木くず等であるということ。それから、鉄道貨物輸送で受け入れるということ。事前の性状の把握等についてかなり細かいことを決めております。まず、海水による災害廃棄物の焼却時のダイオキシンとか塩化水素の発生について、通常ごみの焼却時との差異はないということを確認し、放射能については、災害廃棄物の放射能物質の濃度測定を行い、被災地の焼却施設における放射性物質の濃度測定で、焼却灰として、例えば、2,300ベクレルの値程度ということ。

重要な排出時の対策として、環境整備公社の常駐による受け入れの監視を行う。仮置き場から移動したときにアスベスト等の有害物質や危険物を除去するという。また、作業時間の1時間ごとに空間線量率を測定する。また、排出時においてはコンテナごとに遮への線量率を測定するとか、定期的に放射性物質濃度を測定するということも定めております。運搬方法については、特に機密性の高い鉄道コンテナで運搬するということも決めております。また、放射能の測定については、都内自治体の清掃工場が受け入れる場合は、自区域内の廃棄物処理に必要なモニタリングとして実施する放射能測定にて確認をする。これはちょうど来年度予算のときにもご報告しようと思っておりますが、このふじみ衛生組合としても放射線量の測定の機器についても購入する予定としております。

これは、私たちとしては、何よりも被災地支援は重要なことであると認識しておりますが、受け入れる廃棄物処理工場の地域の安全が確保されなければならないということを確認してきております。このことについては、東京都市長会でも、東京都の廃棄物担当、あるいは環境局の皆さんと協議をしております。きちっと地域の住民の皆様にも説明できる安全性の確保を定めております。したがって、私たちとしては、議員さんがおっしゃいましたように、被災地のごみ、特に宮城県の女川町ということになっておりますので、そちらのごみを受け入れるということは必要なことだと思いますが、最大限の安全確保をしたものでなければ私たちとしては受け入れられないし、そのことについては、実はもう

基本的な合意の中でも確認をしております。

その他手続、あるいは、この特別交付税の扱いについては担当より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林明裕君） 浜事務長。

○事務長（浜三昭君） それでは、私から、はじめに災害廃棄物が受け入れられなかったときの交付金及び交付税の扱いにつきましては、今の段階では不確定でございますけれども、国等の指示によってという形になろうかと思えます。

なお、ふじみ衛生組合といたしましては、先ほど既に東京都、それから市長会からの合意は得ておりまして、補助金がつく、つかないとか、交付税が出る、出ないにかかわらず、東京都全体、あるいは市長会の合意に基づきまして協力をしていくという姿勢は変わりございません。

それから、補正予算の関係です。ふじみ衛生組合が先に2月に議会ということで、ここで補正をさせていただきますして、3月に組織市の議会という形になろうかと思えます。そちらにつきましては、期日の関係からすると、通常、これまでも補正予算につきましてはふじみ衛生組合議会がまず先に、その後で両市に関連するものにつきましても、両市に関連するところでの補正予算を計上していただいておりますので、そのようなルールに基づきまして行っていくという形になっております。

なお、先ほどのような、両市の議決内容によってどうなるかという部分は、その状況によって変わってくる部分もあろうかと思えますが、今までのルールはそのような形での補正予算の手続となっておりますので、ご了解いただければと思います。

なお、発電につきましては担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林明裕君） 荻原室長。

○新施設建設準備室長（荻原正樹君） それでは、私から2点あったと思えますので、ご説明させていただきます。1点目、受け入れの基準でございます。受け入れの基準ですが、今回、広域処理の対象となるものにつきましては、放射性セシウムの濃度が、ストーカ炉ですと1キロ当たり240ベクレル以下の可燃物という基準がございます。なぜこの基準があるかといいますと、この基準以下の可燃物であれば、焼却灰の放射性セシウムの濃度が1キロ当たり8,000ベクレルを下回るということでございまして、焼却灰の放射性セシウム濃度が8,000ベクレルを下回れば、一般公衆の年間線量限度でございま

す1ミリシーベルトを下回るということで、人の健康に対する影響はないと言われているレベルまで下がるということです。もととなる廃棄物の放射性セシウムの濃度は240ベクレル以下という基準がございます。これが1点です。ですから、この基準を超えるものについては受け入れないということが原則でございます。

2点目、発電についてでございます。今回、東京都の受入対象施設の条件ということで、発電施設を有する施設という項目が確かに入っております。これにつきましては、やはり、電力需要の逼迫が依然として継続している状況でございますので、発電設備を持っていない施設で焼却していただくよりは、発電施設を持っている施設で発電をして、それを自分の工場で使用したり、東京電力に売電をするということで、東日本全体の電力需要に対応しようという視点での基準でございますので、発電した電力を周辺施設に供給する、しないということが基準ではございません。あくまでも電力需要の逼迫に対して、発電施設のある施設で焼却したほうがいだろうという考えに基づくものでございます。

○議長（林明裕君） 緒方議員。

○6番（緒方一郎君） ありがとうございます。いずれにせよ、地域の住民の方々にとっては、この受け入れの期間というのは、ある程度限られた期間でありますけれども、やはり、安全衛生に関しては大変ご関心が強いと思います。それから、何よりも、従業員として働く方々の健康と衛生に関しては、これはチェックを大変きちっとしていかなければいけないと思いますので、その辺について説明会、あるいは健康検査についてちょっと重ねてお伺いしておきたいと思います。

それから、今の発電ですが、関連して、周辺の、特に三鷹市の場合は、こちらの市民センターや新しい防災施設等々を含めて、近隣だからといういろいろな意味づけもあります。この辺、調布市も含めての打ち合わせといいますか、進捗もあわせて、どのような話し合いがされているのか、周辺に対する利用についても重ねてお聞きしたいと思います。

それから、国や何かの、これは途中でストップしたら、受け入れられないということになったらこれはどうなるのかということとはわからないということですが、わからないというよりも、これはきちんと詰めておいたほうが良いと思うんです。ある程度の焼却を行った上で出てきたという場合に、今までやったものとか、補償とかが出てくるわけですから、単純に、途中でやめたから全額返せとか、半額返せというような、そのときになってからのやりとりではなくて、こちら側から、受け入れる自治体としては、全幅の準備と構えと、そして、いざ何かあった場合にはその後の補償もあつての取り組みですから、四の五の言

わずに全部使わせろというようなことを含めて、やはり、交渉事ですから、こちらから物言いをしておいたほうがいいと思いますので、その辺についてお聞かせいただきたいと思っています。以上です。

○議長（林明裕君） 清原管理者。

○管理者（清原慶子君） まず、1点目。この被災地からのごみについての放射線量のことについては、特に地域の住民の皆様、あるいは働く職員にとっても安全確保が第一である。その確認と説明会等についてのご質問にお答えいたします。

実は、今週開かれました東京たま広域資源循環組合で参考に情報が提供されました。そのことは、宮城県女川町の災害廃棄物について、試験焼却分でどのような放射線量の測定結果があったかということで、大田工場分と品川工場分の放射線濃度について紹介があり、基準以下であり、問題ないと。通常のごみと、被災地から来たごみを、例えば、仮に被災地からのごみを20%、通常のごみを80%、それを混ぜて焼却した場合、ほとんど数値が通常ごみの場合と変わらなかったというようなことが報告されました。これは試験焼却分です。この東京たま広域資源循環組合の副管理者を調布市長が務めていらっしゃいますので、私の答弁で足りない点は後ほど補足していただきますが、このように先行的に、試験的に取り組んでいるところ、そうしたところの情報はっきりと、このふじみ衛生組合としても収集して、その研究もし、必要に応じて市民の皆様にもお知らせしていきたいと思っています。これは、ごみを受け入れる、受け入れないにかかわらず、東京都として受け入れるということで、先ほど浜事務長が申しましたように、一体的に東京都、そして市長、区長会が取り組んでいるわけですから、そうであるならば、そこで試験的に、先行的にやっているところのデータなども真剣に検討させていただくということが私たちの役割だろうと思っています。

大変申し上げにくいのですが、既に発電施設を持っている一部事務組合や市においては、受け入れるということが現実的なことになっていますが、ふじみ衛生組合にとっては、受け入れられるのも平成25年以降のことになりますので、先行的に取り組んでいるところをしっかりと勉強させていただきたい、確認させていただきたい。そのことはとても重要なことだと思っております。

関連して、最後におっしゃったことですが、この国の補正予算に伴う被災地のごみを受け入れるということを1つの要件としている特別交付税について、議員さんがご懸念を示されましたように、その要件はあるけれども、それを果たさなければ、その特別交付税は

来ないのかどうかということですが、私としては、枠組みはこのようなことで示され、私も、この補正予算に提案させていただいているわけですが、ふじみ衛生組合の理由ではなくて、受け入れるごみが規定以上の数値であったり、あるいは、それ以外、私たちが安全に受け入れることが確認できない条件ということもあり得るわけです。それで受け入れることができないのに、受け入れないから、既に出した特別交付税は引き揚げるといようなことを国がされるということは、やはり、この国と自治体、一部事務組合との信頼関係にもかかわることですし、何よりも国民、市民との信頼関係にかかわることですので、このことについては、私としては、基本的には、このことを決断した一部事務組合であるふじみ衛生組合はじめ、ほかの諸団体にマイナスの影響がないように国にさせていただくよう、しっかりと発言をしていきたいと考えておりますし、私としては、ふじみ衛生組合及び構成市である両市、もちろん、議会の皆様をはじめとする市民の皆様にマイナスのことがないように最善を尽くしていきたいと考えております。

○議長（林明裕君） 荻原室長。

○新施設建設準備室長（荻原正樹君） 周辺への電力供給計画についてのご質問がございました。周辺への電力供給計画につきましては、現在のところ、三鷹市で建設が予定されています防災公園への供給。それから調布市へは、現在、公共施設が周辺にございませんので、将来、ふじみ衛生組合周辺に公共施設が整備された段階で供給するという計画になっております。以上でございます。

○議長（林明裕君） 緒方議員。

○6番（緒方一郎君） ありがとうございます。いずれにせよ、安全、安心、もちろん大前提として受け入れをして、全国でこのごみの処理をしていくという協力体制は大前提といたしましても、両市の市民の方々の安全衛生に心配りをいただくようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（林明裕君） 続いて、鮎川議員。

○3番（鮎川有祐君） ただいまの緒方議員とのやりとも若干重複する部分がありますが、今回、国の交付金をふじみ衛生組合としていただくということで、ふじみ衛生組合としては、災害廃棄物の処理、被災地支援に取り組んでいくという姿勢を示すということで、私自身、このことについては何ら異を唱えるものではないのですが、先ほどのやりとりの中で、廃棄物、受入ごみについても基準以下のものを扱っていくということではあるのですが、それでもなお、こうした時期におきまして非常に不安を抱えられる市民も少な

くない状況の中で、今回この交付金をいただくということで、ある意味、既成事実をつくった後に、そうした市民に対して説明をしていくとなるとなかなかいろいろな難しい問題も出てくると思いますが、この点について管理者のご見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（林明裕君） 清原管理者。

○管理者（清原慶子君） これにつきましては、正副管理者それぞれからお答えをさせていただきますと思います。

私たちにとって、第一義的に重要なのは、宮城県女川町の災害廃棄物の処理に関しては、東京都23区、そして26市が、基本的に宮城県知事及び女川町の町長、そして東京都知事と一緒に受け入れるということを基本的に合意しております。その一環ですので、三鷹市長といたしましては、ただいま稼働しております環境センターは発電の施設がございませんので、当初から受け入れる施設としては対象外でございました。ですから、ふじみ衛生組合としては対象となる施設でございますので、そういう意味では、受け入れるということは、質問議員さんも協力の姿勢についてはよいと思っているということでございます。ただ、そのことから生じるマイナスの影響が、ふじみ衛生組合周辺の住民の皆様にあってははいけませんので、そのことについて最大限のことをさせていただくこととなります。よろしくお願いいたします。

○議長（林明裕君） 長友副管理者。

○副管理者（長友貴樹君） 先ほど来、ご質問が出ておりますように、大変重要な問題でございますので、管理者の答弁と重複いたしますが、私からも一言申し述べさせていただきます。

しっかりと対応していくと、まず申し上げた上ですが、ご存じのように、先ほどの管理者のご説明の中にも、四者によって基本合意書が昨年11月に締結されたわけでございます。私どもは、その時点で、来年度の終盤に至るまで、正式稼働する施設は持っていないわけでございますが、基本条件4条件に合致する限りは、その合意書が締結された時点で私どもも協力の範疇に入っているものと、まず、そのように考えているわけでございます。

それを大前提にいたしました上で、管理者のご説明にありましたように、現地が困っておられる、瓦礫の処理が進まなければ町の復興がおぼつかないし、近隣に処理体制がないということ、これを全国的に支援するというのが1つ。それから、私どもにとりまして、1,200万人、1,300万人の都民の健康にいささかも影響があってはならないという

ことが大前提でございますから、そこをしっかりと踏まえた上で対処をさせていただきたい。

そこで確認をいたしましたスキーム、これも既にご説明をさせていただいたように、放射線物質濃度の測定を二重にも、三重にも、現地においても、東京においてもやらせていただく。そこで万全を期すということでございますし、試験測定では、懸念されるような値は出てはいないということでございます。

かつ、加えて7つの先行する事例がございますので、市長会の雑談でも、近隣の自治体、また一部事務組合の代表者の皆さん方が私どもと同様の懸念を持ちながらもしっかりと対処するという方針で今後、説明会等に臨まれるわけでございます。私どもは、それと軌を一にしてふじみ衛生組合として受け入れるという可能性を前提として置きながら、これから、しっかりとした準備体制をつくっていききたいと、そのように思っております。

○議長（林明裕君） 鮎川議員。

○3番（鮎川有祐君） ありがとうございます。繰り返しになりますけれども、この被災地の災害廃棄物をふじみ衛生組合として受け入れていくという姿勢については何ら異を唱えるものでもありませんし、逆に、積極的に取り組んでいくべきだという立場ではありませんけれども、非常にナーバスな問題でもありますので、ただいま、管理者、そして副管理者からご答弁をいただきましたけれども、そういった説明をしっかりとしていくことを求めて、これは意見として終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（林明裕君） ほかにありませんか。平野議員。

○1番（平野充君） 2点、質問させていただきます。重複しますけれども、やはり、品川、大田、既に受け入れて稼働しているところに、この交付税をいただく分にはすんなりと入るのですけれども、これからというところにこのような大金が入ることに不安といいますか、あるのです。例えば、東京都の中で今、品川と大田が既に受け入れの稼働をしていると思うんですが、それ以外に、ふじみ衛生組合も含めて、ふじみ衛生組合とあと、どことどこで今後、受け入れる処理場といたしますか、数があるのか、もしおわかりであれば教えていただきたいと思えます。

それから、ふじみ衛生組合以外にも、今回の交付税に対して、要らないと、辞退を希望しているようなところはあるのかどうかということの質問であります。

それと、もう1つは、参考資料の「宮城県の災害廃棄物の処理を受け入れます」と一番上に書いてあるペーパーですけれども、この3番、「宮城県から処理を依頼される災害廃棄物について」のところ、ここの搬出期間が平成23年12月から平成25年3月までと

ありまして、実際、ふじみ衛生組合が稼働する、本格的にスタートするのは平成25年の4月からだと思うんですけども、要するに、実際に動き始めてからは、これよりもう一つ、また次の段階の話の中でのスタートになってくるのかなと思うんですが、そのときは、この決定していく前に住民の説明会、または意見、こういったものを全部組み入れて判断をされていくのかどうかというところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（林明裕君） 浜、事務長。

○事務長（浜三昭君） まず、都内において受け入れの可能性のある施設についてということです。先ほどからもありましたように、受入条件がございまして、発電を有するか、ダイオキシンの規制がきちんととれている施設、そのようにいろいろな条件が整う施設については、東京都23区内で約20カ所です。これは、建て替え等のところがありますので正確に20ちょうどという数字かどうかはわかりませんが、約20カ所。それから、多摩地域におきましては7つの清掃工場が該当すると考えております。

都区内におきましては、既に2月から説明会をスタートしております。2つの工場での試験焼却が終わったということもありまして、今、説明会を2月からスタートしているところでございます。多摩地域については、3月以降からの説明会のスタートになろうかと思いますが、まず、多摩地域の7カ所につきましては、具体的に申し上げますと、八王子、町田、日野、それから一部事務組合であります、柳泉園組合、西多摩衛生組合、多摩川衛生組合、多摩ニュータウン環境組合の7つの清掃工場が受入条件の施設となっておりますので、そこからスタートしていく。ふじみ衛生組合の場合は平成25年稼働になりますので、まだそこまでは受け入れはありませんけれども、それぞれ、その前に先行した事例をきちんと踏まえながら、安全であるということ、これはどの方もそこは大前提という形になると思いますので、その辺を踏まえた上でやっていきたいと考えております。

それから、2点目の交付税の関係でございます。こちらの交付税というものが、震災ごみの受け入れる、受け入れないといったことに対する交付税ではありません。

今、私どもがつくっている施設が、高効率発電を有する施設、それから熱回収施設があるということで、それぞれ、2分の1、3分の1の補助をいただいておりますが、その建物に対する補助金が交付金という形になっております。大まかに言いますと、交付金の比率は建物全体の経費の大体4割弱くらいだと思いますので、残りの6割は、基本的には起債か一般財源になります。

今回、国の補正予算で交付される交付金は6億6,000万円余ですが、建物に対する

残りの起債の部分と一般財源の部分が、先ほどの特別交付税という形で、いわゆる被災地の災害廃棄物の処理に対して貢献できる施設に対して、そこに地方負担がないようにということで特別交付税で出されるという内容でございます。ですから、大田清掃工場が試験的に受け入れているから交付税が来るとか、来ないとか、そういうものではなくて、あくまで、建物の建設費の地方負担分に対して特別交付税が充てられるということでございます。

次に、受入期間の関係です。まず、東京都が宮城県と結んでおりますトータルの基本協定の中は、今のところは平成26年3月までという協定になっております。そのうち、宮城県の女川町につきましては、約10万トンを受け入れるということで、それにつきましては、現在のところ、おおむね平成25年3月で終了予定となっております。ただ、いろいろな諸条件がありまして、今、受入体制の進捗状況により、この女川町につきましてもさらに延長ということも考えられますし、また、宮城県と東京都で結んでいる基本協定の中で平成26年3月までということで、別のところからもくるということが考えられますので、ふじみ衛生組合で、平成25年度から東京都全体の合意事項に基づきましての受け入れが出てくる可能性はあるということでございます。具体的にまだ受け入れの数値等は全くわかりませんが、当然、そのような具体的な話が来たときには、きちんと議会の皆様のご理解をいただき、また、住民の皆様にもきちんと説明会等で説明していくということでございます。以上でございます。

○議長（林明裕君） 平野議員。

○1番（平野充君） ありがとうございます。済みません、1つ、質問したいことを忘れておりました。先ほど荻原室長から、発電の三鷹の防災公園への供給というお話がございました。私の認識では、この委託業者が発電をしたその電力に関しては、使い道は任せるといいますか、そのような認識でいたのですけれども、行政側として、その使い道をコントロールすることができるということなののでしょうか。その点、1つだけお願いいたします。

○議長（林明裕君） 荻原室長。

○新施設建設準備室長（荻原正樹君） 発電につきましてご説明させていただきます。今回、事業スキームといたしましては、受託会社のほうで発電をするわけですが、要求水準書という仕様書がございまして、ふじみ衛生組合の不燃施設、それから周辺の公共施設へ供給するという仕様になってございます。その仕様書に基づきまして、まずは周辺施設

へ供給する。そして、余った分について売電を行うという事業スキームとなっております。以上でございます。

○議長（林明裕君） 平野議員。

○1番（平野充君） わかりました。ありがとうございました。以上です。

○議長（林明裕君） ほかに、大城議員。

○10番（大城美幸君） 何点か質問させていただきたいと思います。今の議論の中で、この交付金が建物に対する建設費用の交付金であって、受け入れる、受け入れないは関係ないというように受け取れたのですけれども、そうであるなら、先ほど安全基準を満たさないものについては当然、受け入れないというふうに考えるのですが、事前の説明会を行って住民の反対があって受け入れないということになった場合、その補助金は返還しなくてもいいと、そういうことであっても返金はなしでよいというふうに考えていいのでしょうか。

それから、先ほど来、お答えはあるのですけれども、私も、石原知事が最初に受け入れを表明して、11月24日に市長会で基本合意をしているんですが、基本合意の前に、やはり市民、あるいは都民への説明、合意を得る努力というのがあってしかるべきではなかったのかなというふうに思うんですが、それについてもう一度、お答えをいただきたいと思います。

それから、箕面市など、受け入れないということを表面している自治体も全国ではあるわけで、協力していく姿勢に変わりはないと最初の説明でもありましたけれども、受け入れないということの選択肢について検討、あるいは、住民の説明会を先にして決めるのだというようなふじみ衛生組合の職員、あるいは理事者の中で、そういう議論というのはなかったのでしょうか。

それから、先ほど基準についてお話がありました。240ベクレル以下の可燃ということで、女川町については木くずとか、可燃性のものを受け入れることになっているわけですが、宮城県が公表した放射能濃度測定調査結果では、女川町の災害廃棄物からは、繊維類で440ベクレル、わらが220ベクレル、木質69ベクレルというふうに1キロ当たりのセシウム濃度が確認されていて、先ほどの基準の240ベクレルを超えているものがあり、当然、それは受け入れられないと思うのですが、わらとか、可燃のもので240に限りなく近い数値を出しているものばかりを集めた場合は、一般のごみと混ぜて、実際に試験稼働しているところで問題はないというお話もありましたけれども、灰への蓄

積ということを住民も一番心配していると思うんです。その辺の安全性の確認、シミュレーションについてはどのようにお考えなのでしょうか。

それから、市民は、今、放射性の空間線量を測定していけば問題ない数値でありますけれども、見えない放射能の汚染に、もうこれ以上、不安を増やしたくない。だから、これ以上、汚染物質を持ち込んでほしくないと思っている方たちが多くいらっしゃって、既に足立区とか、他の23区では説明会が行われていまして、不安の声、疑問の声に十分にこたえられていないというふうに、いろいろ、インターネットとか説明会に参加した人からのお話を聞いて私は感じているのです。ここにも参考資料で、現地で2回、都内で1回のサンプリング調査を行って安全性を確認するのだというふうには言っていますけれども、サンプリングの方法というのがどうなのかとか、その安全性の確認調査を徹底するという、ほんとうに住民に安全だということを納得させる資料を取り揃えることができるのかということが不安なのですが、いかがでしょうか。

最後に、バグフィルターによるセシウム除去性能排ガス検査方法の妥当性についても、きちんと住民の疑問にこたえられるものになっているとふじみ衛生組合ではお考えなのでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

○議長（林明裕君） 浜事務長。

○事務長（浜三昭君） 住民の反対等で受け入れない場合ですが、これは先ほどの管理者からの答弁のとおりでございますので、ご了解いただければと思います。

それから、理事者会の協議につきましては、先ほどの東京都市長会での基本合意が既になされているということが大前提でございまして、その東京都全体の被災地のごみを受け入れていこうという基本合意の中でこのような判断をしております。

次に安全性の確認、これはおっしゃるとおり一番大事なことだという認識を持っております。先ほど申しあげましたように、現地の選別場、ストックヤード、そしてこちらに運ぶコンテナごとと、3回のチェックをきちんとしたものでなければ東京都には入らない、そのようなルールになっております。これにつきましては、実際に入っているものが安全でなければどの自治体も当然、受け入れることができないと認識しております。

バグフィルターにつきましては担当課長より説明させていただきます。

○議長（林明裕君） 荻原室長。

○新施設建設準備室長（荻原正樹君） バグフィルターで放射線が除去できるのかどうか、ふじみ衛生組合の見解ということでございました。ダイオキシン対策等のため、焼却

施設には排ガス中の微粒子の灰を除去する高性能の排ガス処理装置、バグフィルターが備わっているわけでございますけれども、これによりまして、放射性セシウムをほぼ100%、99.99%までは除去できるという国内の清掃工場での立証済みという結果もございます。これらを考えますと、大気中への放射性セシウムの放出は防ぐことができると認識しているところでございます。以上でございます。

○議長（林明裕君） 長友副管理者。

○副管理者（長友貴樹君） 細かい説明は今、ある程度なされたという前提で申し上げたいと思っております。端的に申し上げまして、お一人の懸念も払拭するまでということ、それはできません。それは何の問題に関しても、本件に関してもそう思っております。ただ、ふじみ衛生組合で受け入れる以前に、三鷹市も調布市も、本テーマに関しては、昨年来、市民の皆様からいろいろな要望とか不安、指摘をいただいて、それなりに全力を挙げて取り組んでいるというところでございます。客観的な指標に関しては、ふじみ衛生組合だけで判定し得ないもの、国、都、公共機関、このようなものについての意見を100%、準用しながら、参考にしながらしっかり取り組んでいく。客観性を担保できるかということに関して全力を挙げるとは申し上げたいと思っております。

それから、最後に、都民、市民の懸念でございます。これは、先ほど申し上げましたように、当然、いろいろな観点でこれからも出てくると思っております。静岡県の島田市が、同様に引き受けるという基本的な考え方のもとに、今、市民の皆様方にいろいろな意見を求めておられるとも聞いておりますが、これは1つの調査かもしれませんが、安全さえ担保してくれれば、9対1で受け入れるということはやむを得ないのではないかと。私どもは、市民の皆様の、少なくとも大多数、過半数がご懸念のものについては、それは十分、慎重に対応してまいりますけれども、そういう市民の皆様の反応も十分加味しながらしっかりと対応していきたいと、そのように思っております。

○議長（林明裕君） 大城議員。

○10番（大城美幸君） ご答弁ありがとうございます。ちょっと細かいことを言いますけれども、焼却灰や排ガスの放射能の総量がどれくらいになるかということも分析、検討して、ぜひシミュレーションを出してほしいと思います。そういうことが説明され、徹底して安全・安心を確保するための調査というものを、先行事例をきちんと検証していくというお話もありましたけれども、市民の不安や疑問にきちんと答える徹底調査をして安全の確認ができるように、そのことをぜひ徹底していただきたいと思いますが、そういう

シミュレーションというものは出せるのでしょうか。あと1年ありますけれども、どうなのでしょう、お答えをいただきたいと思います。

○議長（林明裕君） 清原管理者。

○管理者（清原慶子君） 先ほどの質問議員さんにもお答えしましたけれども、シミュレーションというのは、どういう内容を議員さんが想定されているのかちょっとわからないのですが、やはり、先行的に取り組んでいらっしゃることをしっかりと、数値も測定されているようですので、まだ今週入手したばかりですが、大田工場と品川工場の、少なくとも試験焼却についてデータをはじめとして、今後、多摩地域でも順次、受け入れていくということですので、私としては、そうしたデータなども教えていただきながらと思っています。

もちろん、一番リアリティがあるのは、こちらで試験運転をするときに受け入れて、実際に動かしてみてもどういう数値かということを検証するということもあり得るのかもしれませんが、私は、そうではなくて、そこに行くまでに、まずは先行事例から担当に数値的な面も含めてと思っています。

もう一つ重要なのは、副管理者も先ほど答弁いたしましたけれども、これは国と東京都も安全管理の取り組みは第一義的だと思っていますし、そのことを進めるということを前提として私たちも基本的な合意をしているわけですから、まことに申し上げにくい表現で申しわけないのですが、被災地支援ということは大前提だとしても、私はやはり、一般市民の皆様がご懸念のように、不必要に高度な放射線量を持っているものが、都内に、あるいはふじみ衛生組合周辺に入ってくることはあってはいけないことだと思っていますから、これはもう皆さんと思いは同じですので、これは徹底して安全管理に努め、その上でできるごみ処理の協力をしていくのだということは確認をさせていただきたいと思いません。

○議長（林明裕君） 大城議員。

○10番（大城美幸君） 採決の前に意見を述べさせていただきたいと思います。よろしいですか。

昨年12月の福島第一原発事故以降、三鷹市や調布市でも、都内放射能の空間線量測定を行うくらい市民の不安が広がりました。いまだに3号炉について温度計の故障とか言っていますが、政府の終息宣言をだれも信用していない状況です。既に瓦礫受け入れについての説明会が行われているところでは、住民からの不安や疑問が出され、反対の声が上が

り、住民の合意を得るには至っていません。

そもそも石原知事が都民の声を聞かずに受け入れを決めたこと、そして、市長会が合意したことに問題があると思います。私も石巻へ6回、ボランティアにいきましたが、石巻市だけでも通常の100年分の瓦礫が出たと言われており、瓦礫の山を見れば、広域処理の必要性は認めますが、しかし、何より受け入れる側の住民合意が大前提でなければならないと考えます。

そのための住民への説明会を開くこと、安全性が確認されなければ受け入れられないということを確認したいと思います。放射能汚染に対する不安を払拭するための測定が正確で信頼できるものでなければなりません。輸送や処分施設での飛散処理、排ガス処理、焼却灰などについてそれぞれのシミュレーション、そしてモニタリングを適宜、定時、実施をし、その結果についても住民へ説明、公表することを求め、意見とさせていただきます。

○議長（林明裕君） ほかにございますか。宮本議員。

○2番（宮本和実君） 私も、この方針については、やはりもう日本全体で進めていかなければいけないという認識をしているのですけれども、先ほど来、正副管理者からいろいろなお話をいただいている中で、そうした中でも、この地域の徹底した安全管理を一番に考えていきたいというお話をいただいたわけです。

そこでちょっと確認なのですけれども、このふじみの新ごみ処理施設はまだできていないわけで、これからできるわけです。そうした中で、ごみ処理場ができたときに、先ほど管理者も今度、機械を買うというお話をチラッとされていましたがけれども、通常時、まだごみを受け入れていないときの放射線量と、通常のごみを受け入れたときと、さらに今後、こうした被災地からの受け入れた場合、またその後にもしっかりとする。

やはり、今、各市でも学校施設等々でいろいろな放射線量をはかっておりますけれども、その以前をはかっていないものですから、その比較がなかなかできないということもありますので、3回になると思いますが、そういったものもしっかりとやっていただきたい。また、その情報を皆さんに公開していく。そうした中で、仮に数値が上がるようなことになれば、先ほど管理者もおっしゃっていましたが、国との信頼関係ですから、断るものは断るという姿勢をとられればいいのかと思います。その点が1つ。

それと、この女川町の申し入れについては期間が決まっています。平成26年ですか。この搬入が平成25年で、その上に協定期間が平成26年3月31日までと、そういう期間があるかと思うんです。女川町との受け入れは一定期間で終わると思うんです。そうし

た中で、東北はかなり広いですから、全体で行くとかなりの量になると思うんです。そうしたときに、またほかの自治体とのそうした協定を結ぶことも可能性としてはあるのではないかと思います。そういったときの手順といいますか、こういった流れになるのか。また、そのときにも、当然、今回の合意書というのはまた別物だと思いますので、その辺の流れといいますか、その辺をちょっと教えていただけたらと思います。

○議長（林明裕君） 清原管理者。

○管理者（清原慶子君） まず、1点目の放射線量の測定についてですが、ご指摘のとおり、後ほど平成24年度の一般会計の予算でご説明させていただきますが、私としてもしっかり平成24年度から測定をさせていただきたいということで、放射線の測定器を購入するというので提案をさせていただきます。これは、三鷹市としての取り組みとして、昨年の7月以降、かなりの箇所、数百カ所で測定をさせていただいてきた経験もあり、やはり、継続して測定していくことが有用だと思いますし、議員さんが言われたように、稼働前、稼働後、しっかりとその差を把握できるように、継続的に、定期的に測定をしていきたいと思っています。

それから、私、申し上げなければいけないことなのですが、このふじみ衛生組合は、現時点まで日の出町の最終処分場にごみを搬出しませんでした。けれども、今後、ふじみ衛生組合で焼却した最終的な残渣というのは、日の出町の最終処分場に受け入れていただかなければならなくなってくると思います。実は、これは、この間も7つの多摩地域のごみ処理場で、仮に女川町からの廃棄物を受け入れるとするならば、その焼却灰の最終処分をさせていただいているのは日の出町でございますので、日の出町がそれを受け入れると言っていたかなければ、多摩地域では協力はできないということで、放射線量の数値まで日の出町との協議の中で決めてきた経過があります。

ですから、私たちとしては、私たちの判断だけではなくて、最終処分をお願いしております日の出町が、私たちが仮に被災地のごみを処理した場合に出てくる最終処分の残渣の放射線量について、このくらいまでなら受け入れますよということがなければ、私たちは、そのことを受け入れられないという条件もございます。そのことも、質問議員さんが言われたように、今後、新たな地域と合意書を交わすにしても、そちらが仮に、放射線量が高いところであるならば、もう合意が成り立たないと思いますし、今回、女川町となされた経過の中でも、かなり重要な要素として、いわゆる、災害ごみの放射線量の値というのはあったと思いますので、そうしたことも加味しながら、ということになると思います。

○議長（林明裕君） 浜事務長。

○事務長（浜三昭君） 他の自治体との協定の手續ということでございまして、補足させていただきます。私どもふじみ衛生組合といたしましては、基本的には東京都と県との基本合意に基づきまして受け入れていくという形で考えております。今回、女川町のものが先行してこのようになっておりますけれども、仮に新たな同様なケースが出てきた場合には、新たな所ときちんとした協定が結ばれて、かつ、市長会、区長会も含めるかもしれませんが、合意がなされたものを、その合意の範囲内で私どもは受け入れていくと考えております。

○議長（林明裕君） 宮本議員。

○2番（宮本和実君） ありがとうございます。放射線に関してはしっかりと、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それとまた、別の自治体と協定を結んだときにも、とにかく住民への説明、情報公開、いろいろな数値、先例の数値、また、あとはそこで、1回ここでオーケーをもらいましたから、ほかはもう全部となし崩しになってもいけませんし、そういう不安を持つ方もいらっしゃるかと思ひますので、そのときにはまた改めてしっかりと説明をして進めていただきたいと思ひます。以上です。

○議長（林明裕君） はい、続いて質疑をお願いします。嶋崎議員。

○7番（嶋崎英治君） それでは、若干重複する点があるかもしれませんが、確認の意味も含めて7点、質問させていただきます。

質問の1点は、女川町石浜に集積されている瓦礫が当地の復旧・復興の妨げになっているという認識でしょうか。また、仙台市は自区内処理で既に実施しておりますが、そのことについてはどのような認識をお持ちでしょうか。

質問の2つ目、アスベスト、ダイオキシン、放射性物質はチェック項目となっておりますけれども、農薬と言われている農毒薬、あるいは、重金属などについての基準はあるのでしょうか。また、受け入れるに当たって、ふじみ衛生組合側で受け入れ前のチェックはなさるのでしょうか、つまり、放射線量や重金属その他です。

質問の3点目、バグフィルターで99.99%、放射線物質を除去できるというふうに環境省は主張しております。先ほど荻原室長も、東京都の試験テストの関係でもそのように発言なさいました。私は、バグフィルターで放射線物質を取ることがほんとうにできるのかということで、納得ができないのです。つまり、サッカーのゴールのネットに

パチンコ球を引っかけろと言っているように等しいのではないかと私は認識するのですが、  
どういう仕組みで取ることができるのか、そこを教えてくださいたいと思います。

4点目、説明会は、いつ、だれが行うのでしょうか。その場合に、多摩地区の他のところでも実際に焼却に携わっているのは民間委託業者というか、受託業者だと思うんです。  
その業者は出席なさるのでしょうか。

5点目、焼却灰について、この基本合意が載っている資料の中に、破碎後、できるだけセメント焼却や、廃棄物発電等の有効利用を行うこととされているというふうになっているのですが、具体的には、多摩地区の場合、管理者の先ほどの話では、日の出町に受け入れていただくしかないということのようでしたが、具体的にはそれをどのようなものにしていくのでしょうか。

6点目、震災復興特別交付税ですが、これが交付されるのは、東京都以外に他の府県であるのでしょうか。合意書のつづられている参考資料の一番後ろに数値が載っています。

「地方交付税震災復興特別交付税の加算について、第3次補正予算」ということで、その〇が付けてあるところの最後のところに、括弧でトータルで1兆6,635億円となっています。そうですね。この1兆6,635億円の中に、この、三鷹市、調布市が受け入れてふじみ衛生組合に分担金として出すというようなものは他にあるのでしょうか。

7点目、管理者から、密閉状態の鉄道コンテナで輸送されるというふうにありました。おそらく、清掃工場の最寄りの駅にそれが輸送されて、そこから先はトラックでコンテナを積んでいくというふうになると思うんです。東京及び西日本で受け入れろというのが国の方針のようですが、この運搬費用はどのくらいになると把握されているのでしょうか。  
以上、7点についてお尋ねいたします。

○議長（林明裕君） はい、答弁をお願いします。浜事務長。

○事務長（浜三昭君） 仙台市の実績等につきまして、仙台市は政令指定都市として独自で、瓦礫処理について今、実績を積み重ねていると聞いております。ただ、女川町につきましては、平地が少ないということで、仮置き場が極端に逼迫しているということですので、まず、そのところを受け入れていくという東京都全体の考え方の中で、私どもも対応していきたいと考えております。

それから、アスベストほか、重金属ということで、まず、女川町の場合の選別エリアにおきまして、そこは焼却不適物をきちんと選別するというのが大前提になっております。先ほど申し上げましたものも含めて、いわゆる焼却に適さないものについては、そこ

で選別をした上で、先ほど申しあげました3回の放射線のチェックをきちんとクリアしたもので、安全性が確認されたものだけが東京都に運ばれる、そのような計画となっております。

ふじみ衛生組合につきましても、当然、都内の焼却施設におきましては、毎月、いわゆる主灰、飛灰というものは、今でもその濃度をはかっておりますので、ふじみ衛生組合でも、受け入れに当たって、当然いろいろな形でのチェックをしていきたいと考えております。

バグフィルターの関係については後ほど担当課長より説明させていただきます。

それから、説明会につきましては、私ども、ふじみ衛生組合は平成25年度稼働ということでございますので、当面、まだ私どものところにすぐごみを受け入れ云々ということにはならないと思います。実際にどの時点でそのような話があるかということになりますが、当然、そのような話がふじみ衛生組合でということになった時点においては、事前に議会の皆様のご理解をいただくこと、それから、地元、市民の皆様のご理解をいただくことが必要となりますので、そのような形で説明会等をきちんと重ねていきたいと考えております。

なお、説明会の出席につきまして、今、ご提案で、民間の委託業者とのお話がありました。それにつきましては、ご提案として受けとめさせていただきたいと思っております。

現在、説明会をしている東京都内の説明会場におきましては、現在は、東京都、23区の清掃一部事務組合、それから清掃工場のある地元の区がそれぞれ説明会を行っている聞いております。

それから、多摩地区の焼却灰につきましては、先ほど議員がご指摘のとおり、具体的には、日の出町のエコセメント施設に運ばれることになっております。先ほどから、管理者、副管理者からもありましたように、きちんと確認されたものを受け入れる、いわゆる、1キログラム当たり8,000ベクレル以下の灰でなければ当然、受け入れることができないことになっておりますので、これに準拠するものでございます。

それから、他の自治体等での交付税のご質問です。震災特別交付税というのは、多くの種類の中で、私どもが受けているのが、循環型社会形成推進交付金に係る地方負担分に対する特別交付税でございます。非常に多岐にわたった、この第3次補正そのものの中での震災復興特別交付税でございます。私どもは、多くの項目の中の1つの項目に該当することになっております。他に同様のものでの自治体があるかどうかという確認はとってはお

りませんが、複数、ほかのところもあるとは伺っております。

それから、鉄道コンテナの運搬費用でございますが、こちらにつきましては、私どもは正確に把握しておりませんが、いずれにせよ、そのような経費につきましては、今回の協定によりますと、宮城県が支払うことになっております。ただし、その宮城県の支払いに対しては、国から経費が支出されると伺っております。私からは以上でございます。

○議長（林明裕君） 荻原室長。

○新施設建設準備室長（荻原正樹君） 私からバグフィルターの関係、それから、事務長の答弁に若干の補足をさせていただきます。

まず、バグフィルターでほんとうに放射性物質が取れるのかということでございますが、確かに、放射性セシウムを含んだ微粒子の灰というのは非常に取りづらいものがございます。ただ、バグフィルターの中では、それを取りやすくするために消石灰とか活性炭を吹き込みましてこの粒子を大きくいたします。粒子を大きくすることによってバグフィルターの不織布に吸着させますので、先ほど申しあげました99.99%まで除去することができるということでございます。これにつきましては、煙突の出口の排ガスからは放射性セシウムが検出されていないというのが証明になろうかと思っております。

次に、日の出町でどのように灰が利用されるのかという点の補足ですが、灰は、日の出町のエコセメント化施設に入りましてエコセメントとして再利用される予定でございます。

次に、震災復興特別交付税の関係ですが、確かに、国全体では1兆円以上のものがございます。こういった焼却施設の建設に限らず、当然のことながら、通常の復興費用というものも含まれておりますので、総額ではそのような大きな数字になっております。

なお、循環型社会形成推進交付金の関係ですが、東京都では、たまたまこの時期に建設しているのがふじみ衛生組合の焼却施設のみということですので、東京都内でこれを受けられるのは、今のところはふじみ衛生組合だけと聞いております。以上でございます。

○議長（林明裕君） 嶋崎議員。

○7番（嶋崎英治君） ありがとうございます。特別交付税の関係ですけれども、先ほど来、他の議員からも質疑がなされていたと思います。受け入れて、焼却していくということと交付税が一体のものだということであれば、私も、交付税についてはそれはそれなりに納得するんです。ほんとうにそうなのかどうかということです。だめだった場合に両市で起債を組んでいかなければならない、起債のお金を出していかなければならないということになると思うんです。何らかの理由で本稼働のときに、燃やすのはまかりなら

ぬというようなことになった場合に、「返せ」とか、そういうことはほんとうにないのかどうか、その確認が1つです。

それから、安全かどうか、基準の云々ということで、日本のいろいろな基準というと、廃棄物の処理で重金属とか農毒薬などについては軽いというふうになっていると思うので、やはり、独自にそういうものを設けたほうがいいのではないか。それは、例の太陽光発電のシリコンの工場が、あれは猛毒だそうですが、大量に海に流れた。それが宮城県や岩手県など、福島県も含めて、あれは宮城県の工場だったそうですが、ほんとうにそういうものもないのかどうかということを私は大変懸念するところなので、先ほどの答弁では、3回でクリアしたものだということなのですが、これはサンプルです。全量を調査するというを私は言っているわけではなく、そんなことは不可能だと思います。だから、私はサンプルだと思うのですが、そのサンプルがほんとうに安全だということに代表することができるのかどうかということについては、そうでないところについて、そうではない、もっと濃いということについての懸念はあるというふうに環境省自身も認めているわけです。ですから、そういうものが、かくかくしかじかの濃度だったとお墨付きで来るのでしよう、だから受け入れるということですが、しかし、自分のところでもう一度調査をするという慎重さがあっていいのではないかと私は思うのです。その辺についての答弁がなかったと思います。つまり、3回クリアしたものなのだから、そこで安全確認をしているということだったのですが、私は、慎重の上にも慎重を期してやっておく必要があるのではないかと思います。

それから、女川町石浜の瓦礫、私は女川町を視察に行く機会がありませんでした。石浜というところですから沿岸部なのだと思うんです。石巻、気仙沼、その港を中心に被災地をこの目で見てまいりました。大変な瓦礫の量でした。瓦礫だけではなくて、津波に飲み込まれてだめになった自動車の山が同時につくられておりました。それは、平地の部分というか、沿岸部ということですから、私は、そのことが復興、復旧に妨げになっているという認識は持ちませんでした。しかも、政府が復興庁を発足するに当たって明らかにしたのは高台への移設です。高台にそういった瓦礫が山積みになっているかということ、そうではないです。ですから、復興の妨げになっているというふうには、私は認識をいたしません。その辺について、女川町、私は現地を見ていないので、もし、ふじみ衛生組合側で女川町はこういうところなのだとということをごらんになった方がいたらご説明をお願いできればと思います。

それから、鉄道の輸送費用です。宮城県が立て替えて、その後、補てんをされる仕組みという説明がありました。私、これは相当なお金がかかるのではないかと思います。聞くところによると、専門的な研究をされている人の調査では、20兆円産業とも言われているというふうに試算をされている著名な研究家、学者がいるんです。そう思ったときに、ほんとうに東京をはじめ、西日本で受け入れるということが税の有効な使い方なのかということをおんとうに私は疑問に思います。そのお金があるのでしたら、地元にも、しかも、安全だというわけです。燃やす前が240ベクレル以下で安全だというのだったら、そこでやればいいのです。そこに仮設の工場を建てる、あるいは、本格的なその後の工場を建てるといったほうが、特別交付税のことからしても、地元の雇用ということも、復興庁の発足に当たって、野田総理が再三、強調したわけです。東京をはじめ、西日本に拡散したら雇用の拡大はないと思いますし、むしろそこに、現地につくって、現地で安全な処理をしたほうが私はいいと思うんですが、その辺についての検証というんですか、検討というんでしょうか、ふじみ衛生組合側ではなさったでしょうか。以上です。

○議長（林明裕君） 清原管理者。

○管理者（清原慶子君） まず、この特別交付税の件ですが、私としては、正副管理者一致した意見ですが、今回、被災地である女川町からの木くずを中心とした、安全性を確保されたごみについて受け入れるということの基本的合意を交わしている26市のうちの2つの市として、このような枠組みについては受け入れる方向であるのであるから、この特別交付税について、まず、両市がいただいて、それを両市が共同運営するところとさせていただくという枠組みを活用させていただくということで、本日、提案させていただいているわけです。

しかしながら、その枠組みが何らかの事情で、ふじみ衛生組合の責任ではなく、その放射線量であるとか、あるいは、安全性の観点から受け入れられなくなったときに国がどうするかということについては、今は想定していないわけですが、そういう事態が生じたらしっかり国と協議して、冒頭も質問議員さんにお答えしましたように、ふじみ衛生組合はもとより、両市の市議会の議決もいただいている案件なわけですから、しっかりと取り組んで交渉していきたいと思っています。ですから、今は一定のこの枠組みの中での実効性を考えて提案をさせていただいている立場でございます。

2点目の、女川町にごみがあることが復興の妨げになっているかどうかと、質問議員さんは妨げになっていないと判断されているわけですが、私は、このことについて、ふじみ

衛生組合の管理者として判断する立場にないと思っています。私が申し上げることができるのは、女川町の町長さんは、受け入れてほしいということで要望されているということです。この重みです。私は、これだけは申し上げておきたいと思います。実際に私は女川町には行っておりませんが、まず、基礎自治体の代表である女川町長さんが「協力してほしい」と言っていることの重みは大変大きいものだと思います。

また、最後のご質問は政府にさせていただきたいと思います。運搬にかかる費用、工場とか雇用にということについては幾つか報道でもご意見を表明されている研究者もいらっしゃることは承知しておりますが、ふじみ衛生組合の管理者としては、今のご質問についてお答えするのは適切ではないと思いますので、そのようなご意見等については、ぜひ国にと申し上げたいと思います。

○議長（林明裕君） 浜事務長。

○事務長（浜三昭君） サンプルの関係と、ふじみ衛生組合での調査というご質問がございました。まず、女川町から排出されるものにつきましては、先ほど申しあげましたように、選別するところ、それから、ストックヤードで測り、また、一つ一つのコンテナごとに測ってから来るということがございます。しかしながら、私どもも、この後の予算のところでも放射性物質の測定器等の購入費を予定しておりますので、私どものところでも、きちんと安全かどうかの確認をしていきたいと考えています。

○議長（林明裕君） 嶋崎委員。

○7番（嶋崎英治君） もう、この件について討論をさせていただきます。

輸送費の関係では、国のほうへ質問をしていただきたいということですが、自治体としても、税がどのように使われていくのかということについて、やはり把握しておく必要はあるのだと思います。それはそれなりに国会議員について行いますけれども、ふじみ衛生組合側としても、その輸送の費用が一体どのくらいかかるのかということについては、何らかの形で把握しておいていただきたいということを、まず述べさせていただきます。

復興庁がスタートした2月10日の記者会見で野田首相は、今後の復旧・復興について5項目挙げました。1.住宅再建・高台移転、2.瓦礫の広域処理、3.雇用の確保、4.被災者の孤立防止と心のケア、5.原発事故避難者の帰還支援、この5項目です。瓦礫の広域処理の必要性について野田首相は、安全な瓦礫を全国で分かち合って処理する、この広域処理が必要だというふうに述べられておりました。民情的には、あるいは人道的には私もそのように思うところがないわけではありません。しかし、ここはそれで流れていいの

かということが私の心の中で、もう一つ、しっかりと声が出てくるのです。

瓦礫の状況がどんなものか、女川町へ行かれなかったことが残念であります。ほんとうに壊滅的な被害を受けた石巻、気仙沼の瓦礫の状況を見たときに、そのことが復旧、復興の妨げになっているというふうに、私自身、認識を持つことはとてもできませんでした。しかも、仙台市は自区内で処理をするということ、これはいろいろな意味で、仙台市が自区内処理をしたというのは、阪神・淡路大震災のときに職員を派遣してノウハウをしっかりと学び、そして、津波・地震による対応というか、応用を仙台市は立てて今日の状況に至っていると思います。全国がそういったところを模範にすべきだと思います。

安全性についても、瓦礫の中の濃毒薬や重金属の問題、あるいは、バグフィルターでほんとうに取ることができるのか、放射性物質というのはそういうものなのかということについて、私自身は、安全確認というか、そういう認識に今も至ることができません。女川町の瓦礫を受け入れるということと特別交付税が一体のものではないということであるのならば、私も、この補正については賛意を表明したいと思いますが、この間の質疑を聞いていても、それは私自身の中にストーンと落ちるものはありません。安全だというのならば、自区内で処理をすべきで、運搬費用、特別交付税などを計算すると、現地に、仮設工場も含めて清掃工場を建てたほうが、国民が納めた税金の有効な使い方になるというふうに私は確信します。また、現地に清掃工場を建てたほうが、それこそ、復興庁発足に当たって野田首相が述べた現地の雇用の確保につながるというふうに確信するからです。

放射線汚染について安全確認及び、そういうことへの認識が私自身で持てません。市民、子どもたちの命と健康に思いをはせたときに、私は、この補正予算について受け入れることはできません。

以上をもちまして、この補正予算に対して私は反対の意を表明しておきます。以上です。

○議長（林明裕君） 質疑の場でございますので、賛否はまた別のところで表明をしていただきたいと思います。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林明裕君） ないようでございますので、以上で質疑は打ち切り、この後、討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林明裕君） ご異議なしと認め、これより採決に移ります。議案第3号、平成

23年度ふじみ衛生組合補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（林明裕君） 挙手多数と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第4号 平成24年度ふじみ衛生組合予算

○議長（林明裕君） 続きまして、日程第7、議案第4号、平成24年度ふじみ衛生組合予算を議題といたします。事務局に議案の朗読をいたさせます。内藤事務局次長。

（事務局朗読）

○議長（林明裕君） 朗読は終わりました。続いて管理者から提案理由の説明を求めます。清原管理者、お願いします。

○管理者（清原慶子君） 議案第4号、平成24年度ふじみ衛生組合予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

両市の行財政を取り巻く環境は、引き続き大変に厳しい状況でございます。このように、厳しい状況の中での平成24年度ふじみ衛生組合予算ですが、「新ごみ処理施設」につきましては、建設工事が最終年度を迎え、平成25年度の施設稼働に向けて着実に取り組んでまいります。また、資源化施設につきましては、日々の不燃ごみ及び資源物はしっかりとその適正処理と資源化を継続していくとともに、施設の維持管理の推進及び長寿命化を図るための対策を実施してまいります。平成24年度予算におきましても、市民の皆さんの生活を守る立場で、より一層の努力をしてまいります。

予算の概要でございますが、歳入・歳出予算の総額は、歳入・歳出それぞれ58億3,655万円で、前年度と比較いたしますと、6億5,796万8,000円、約12.7%の増となっております。

なお、各款項別の予算の内容につきましては事務長から詳細な説明をいたさせますので、よろしく願いいたします。

提案理由の説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（林明裕君） 続いて、浜事務長、お願いします。

○事務長（浜三昭君） それでは、議案第4号、平成24年度ふじみ衛生組合予算の詳細

細につきまして説明させていただきます。

恐れ入りますが、平成24年度予算説明書をお開きいただきたいと思います。

2ページ、3ページ、こちらが総括表でございます。後ほどの事項別明細書の中で説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

次に4ページ、地方債でございます。平成24年度分の新ごみ処理施設整備事業にかかります地方債の限度額を計上しているものでございます。

6ページ、7ページをお開きいただきたいと存じます。歳入歳出予算事項別明細書で、前年度予算との比較が載っております。こちらにつきまして特徴点を申し上げます。歳入合計、歳出合計とも、先ほど管理者からご説明のとおりでございます。前年度比で6億5,796万8,000円の増、12.7%の増となっております。それぞれ、そこに記載のとおりでございます。起債、国庫支出金等は、先ほどの循環型社会形成推進交付金でございます。それから、右側の歳出でございます。議会費、総務費、3番目の事業費がリサイクルセンターの運営費と新ごみ処理施設の建設費が含まれているものでございます。後ほど詳細に説明させていただきます。

8ページ、9ページが分賦金でございます。両市からいただきます分賦金ということで、前年度比にしますと337万円の減となっております。今回、新ごみ処理施設建設事業の最終年度でございますけれども、事務事業の見直し等も行いまして、両市の分賦金については前年度以下に抑えたものでございます。三鷹市の分賦金はそこに記載のとおりでございます。

10ページ、11ページは調布市からの分賦金で、そこに記載のとおりでございます。

12ページ、13ページにつきましては、国庫支出金、循環型社会形成推進交付金、最終年度でございます。15億7,936万7,000円を見込んでおります。

続きまして、14、15ページ、財産収入でございます。有価物の売り払いで、15ページの右側の説明のとおり、それぞれ、重量につきましては平成22年度の実績を用いまして、単価につきましては平成23年度の平均の単価の0.8掛けで見込んだものでございます。

続きまして、繰越金です。予算上では前年度同様の2,000万円でございます。

続きまして、18、19ページ、諸収入でございます。雑入の中の特徴点を申し上げます。19ページの下から2行目、新ごみ処理施設使用電気料収入と書いてございます。金額も7,200万円余という形になっておりますが、こちらにつきましては、今年10月

から、試運転期間の開始に合わせて東京電力より特別高圧の電力引き込みを行う予定でございます。その電気料につきましてはふじみ衛生組合に請求があることになっておりますが、この10月から3月はまだ建設期間中ですので、その同等の額をJFEから負担金として収入するというものでございます。

次に、組合債につきましては20ページ、21ページで、それぞれ国及び東京都からの債務を予定しており、そこに記載のとおりでございます。

続きまして、22ページからが歳出でございます。議会費につきましては、ほぼ前年同様でございます。

続きまして、24ページ、25ページ、総務費です。総務費の中で、前年度比214万円ほど増えております。こちらにつきましては、新ごみ処理施設の施設内に組合事務所が10月後半から移転する計画となっております。その組合事務所移転等に関係する初度備品であるとか、あるいは移転経費等の増が要因となっているところでございます。

次に26ページ、27ページをお開きください。上から5つ目、先ほど申しあげました事務所の移転費等も計上しております。27ページの9行目、ホームページリニューアルにつきましては、いよいよふじみ衛生組合として新ごみ処理施設が完成を見ますので、それに合わせてホームページをリニューアルするというものでございます。

続きまして、次の28ページ以降、事業費です。3の1、ごみ処理場費につきましては、現在運営しておりますリサイクルセンターの運営費でございます。比較しますと、前年度から約8,600万円ほど運営費のトータルが下がっております。こちらについては後のページのところで説明をさせていただきます。

31ページをお開きください。先ほどの減の要因の主なものとしまして、右側の説明欄の上から13行目、プラスチック燃料化原料搬出処理業務委託料でございます。平成24年度は1億9,000万円ほど予定しております。平成23年度は2億7,000万円ほどの予算となっております。その下の可燃性ごみ焼却処理手数料も同様に前年度から約1,700万円ほど減となっております。こちらにつきましては、12月以降、新ごみ処理施設の試運転が始まることに伴いまして、同じサーマルリサイクルなのですけれども、今まで有償で処理委託していたものにつきまして、今度は、この試運転の中で、私どものところで発電のサーマルリサイクルとして活用できるということで、それぞれ減になっているものでございます。

その1つ上、不燃ごみ処理業務委託料につきましては、私どもの実際行っている不燃ご

み処理施設の業務の委託料で、金額はそのような額になっております。

次に33ページの説明欄をお開きください。上から10行目のところに不燃物処理施設整備検討業務委託料がございます。不燃物処理施設、現在のリサイクルセンター中央棟は築後18年を迎えておりますので、その後、どのように施設整備を行っていくかという部分を、整備検討業務として調査をしたいと思っておりますので、計上させていただきました。

それから、主な工事費が、中程から下のところに入っております。破碎不能ごみ搬送コンベア等の工事につきまして、そこに記載のとおり、それぞれ年次計画に基づき工事費を計上しているものでございます。

なお、説明欄の下から6行目、中央棟西側シートシャッター設置工事費ですが、こちらにつきましては、中央棟西側の可燃物残渣の搬出部分のところに防臭対策としてシートシャッターを設置するものでございます。一番下の天蓋付コンテナ購入費でございます。可燃性残渣、それからプラスチック等も含めまして、今度はリサイクルセンターから新たに新ごみ処理施設のところに試運転期間以降、運ぶこととなりますので、運ぶ際に風等で飛散しないように天蓋付コンテナを購入するものでございます。

続きまして、34ページ、35ページからが新ごみ処理施設の建設経費でございます。こちらにつきましては建設の最終年度となっておりますので、よろしくお願ひします。

まず、右側の2の事務管理費の上から4行目、先ほど申しました新ごみ処理施設電気使用料、10月の特別高圧電力引き込み以降の電気使用料は、一たんふじみ衛生組合で支払いをし、工事期間中はJFEから、先ほど説明いたしました歳入を得ることになっております。

2の項目の一番下、放射線測定器等購入費です。こちらにつきましては、市民の皆様からいろいろなご意見がございますので、きちんと計上させていただいて必要な機器を購入していきたいと考えております。

次に37ページ、上から3行目です。放射性物質等測定調査委託料につきましては、先ほどからもありましたように、可燃物を燃やす試運転が始まりますので、それに対して月1回の、例えば、主灰、飛灰等の調査をする委託料を計上しております。

次にその下は竣工式典関係でございます。いよいよ最終年度でございますので、3月末になろうかと思いますが、竣工式典を予定しております。それに合わせましてふじみ衛生組合の新ごみ処理施設も含めた全体のあゆみ等も作成していきたいと考えております。

次に、その項目の下から2行目、新ごみ処理施設工事費、最終年度は44億

6,640万6,000円を計上しております。その下につきましては、現在、プレハブの事務所を使用しておりますが、その解体経費でございます。

次に、負担金の一番下、東京電力工事負担金を3,900万円ほど計上しております。こちらにつきましては、先ほども説明いたしましたが、10月からの試運転開始に向けまして6万6,000ボルトの特別高圧電力の引き込み工事を、現在、東京電力が施工しております。それにつきまして受益者負担分として一定の工事負担金を支払うということで計上させていただいたものでございます。

続きまして、38、39ページ、公債費でございます。平成24年度につきましては、平成22年度分の利子、平成23年度分の利子等をそれぞれ計上させていただいております。

なお、一時借入金利子については、工事費の支払いをする期限と、その支払いのための国からの交付金を受ける期日が少し間があいてしまう場合に備えて、一時的に借入することができるように利子を計上させていただいております。

次のページ、予備費につきましては従前どおりでございます。

42ページ以降が給与費明細書でございます。特別職、42ページは前年度と同額でございます。

43ページ、一般職です。職員数は前年度と同数です。

合計の給与費が減となっておりますのは、給料表の引き下げ等による減を反映したものでございます。給与費明細が48ページまで続きますが、ごらんいただければと存じます。

なお、50ページ、51ページにつきましては、債務負担行為の調書でございます。建設経費と整備運営事業等の債務負担行為を記載させていただいているものでございます。

52ページにつきましては、当該年度末における地方債の残高の見込みの調書でございます。

説明については以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（林明裕君） はい、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（林明裕君） 質疑もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、討論を省略して採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林明裕君） ご異議なしと認め、これより採決を行います。議案第4号、平成24年度ふじみ衛生組合予算を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（林明裕君） 満場一致と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（林明裕君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成24年第1回ふじみ衛生組合定例会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

午後0時25分閉会

以上会議の顛末を書き、その相違ない  
ことを証するためここに署名する。

平成24年2月17日

ふじみ衛生組合議会議長                      林        明   裕

ふじみ衛生組合議員4番                      広   瀬   美   知   子

ふじみ衛生組合議員10番                      大   城   美   幸